

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年5月2日（土）14時00分～

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）ご案内のとおり、先ほど東京都知事、それから吉村大阪府知事とテレビ会議を行いました。様々な意見交換を行ったところであります。両知事におかれては、東京、大阪という二大都市圏において、感染者数が多い中で、このウイルス感染症と最前線で戦っておられることに本当に心から敬意を表したいと思っております。会議においては、両知事から共同メッセージの取り組みをご紹介を頂きました。

5月6日に緊急事態宣言の期限を迎える中で、7日以降の対応につきましても、有意義な意見交換ができたと思っております。もうお聞きになった通りであります。このウイルス感染症のこの事態を契機に変えるべきところ、社会の変革を進めていこうということで、大いに賛同をしております。テレワークや時差出勤やテレビ会議も一気に進んでおります。働き方も大きく変わってきていると思っております。

行政の手続きもこの機会に、まさにオンラインで、ワンストップで、ワンズオンリーでできるように、工程表に則ってやってきておりますけれども、雇用調整助成金のオンライン申請も含めて、加速をして進めていきたいと考えているところであります。5連休を含めて、ここで気を緩めてはならないというのが、専門家の皆様のご意見であります。新規感染者の数をさらに減少させていけるように、国民の皆様のご協力も得ながら、それぞれの知事と連携をして取り組んでいきたいと考えているところです。様々なご意見を頂きましたので、それにつきましてはしっかりと受け止めて今後の検討、様々な検討に生かしていきたいと考えております。

私からは以上です。

（問）緊急事態宣言に関し、先ほどの両知事との会談の中でも、大臣は経済活動の再開について新しい生活様式ということを紹介されていたが、これはどういったところで、どういった事業者が、どういったことをすればよいのか、イメージ如何。また、緊急事態宣言がいつまでかというのは、まだご議論があると聞いているが、これをいつまでとするかは、どういう観点から検討を進めていく考えか

（大臣）まず1点目の新たな生活様式ということで専門家の皆様からご提案を頂きました。まさに減少傾向に、新規感染者の数が減少傾向にあるのは間違い

ないということですが、ここで手を緩めれば、また増加をしてしまいますし、さらにそれを加速をしていくわけですけれども、長く、長丁場で付き合っていかなばならないということもご指摘を頂いております。ゼロにするのはなかなか難しい中で、大きな流行を抑えれば、医療へのひっ迫も防げますし、そして小さな流行であれば抑え込めるということでもありますので、そういうふうにしていかなきゃいけないわけですけれども、ゼロにはできない以上、接触機会をやはり減らすような形での新しい生活様式で、言わばこれまでできるだけ家にいて、人と接触しないという、もちろん警戒地域では引き続きこれをして頂かなければならないですけれども、そうではない地域、今で言えば13都道府県以外の34県については、状況も見ながらではありますが、一定の行動については緩和をしていこうという方向の中で、それでもそこで接触が多く起こると感染が広がる可能性がありますので、いわばスマートな形での生活様式、これが提案をなされたところでもあります。当然、3つの蜜は避けるということでもありますし、あるいは、手洗いとか身体的な距離、ソーシャル・ディスタンスはとること、これも必要になってくると思います。それから大規模イベントは引き続き自粛をして頂くことになると思いますし、また、夜の繁華街は避けて頂くと、共通のことはありますけれども、その上で、合わせて先ほど申し上げたテレワークや時差出勤やテレビ会議、これは勿論やって頂いておりますけれども、同時に、様々な事業者においても、感染防止、感染拡大を防いでいく、そのための対策を講じていくという中で、例えば席と席を開けるとか、いろんな取り組みがあると思いますけれども、これ全て、全ての業界のあり方について専門家会議で示して頂くのはちょっと無理がありますので、大きな考え方とか、いくつかの例示、前は10のポイントとして8割接触削減の例示を挙げて頂きましたけれども、今回、それと同様の新しい生活様式の例示であるとか、提案とかを、今専門家の皆さんもお考え頂いておりますので、これをお示し頂けるのだらうと思いますし、それぞれの業界においては、それを踏まえて、自分たちはこういうやり方で感染を防いでいくという、言わば自主的なガイドラインを作って頂く、そしてそれを専門家の皆さんが適切であろうと判断をしていくような、そんなやり方ができないのかなということも、専門家の皆さんとは議論しているところでもあります。ですので4日の専門家会議の時には、そういった例示、新しい生活様式の例示が示されるものと思っております。いずれにしても、専門家の皆さんのそうした意見もしっかりと聞きながら、7日以降は、この特定警戒の都道府県以外のところは少し緩まっていますけれども、その際に、事業者の皆さんがしっかりと判断しながらできるような、そういった枠組みを作りたいと思っています。

もう1点。それからの延長期限についてでありますけれども、昨日総理からは、概ね1ヶ月程度延長するということを軸に専門家の皆さんのご意見を聞いて、

地域の事情に応じて、速やかに検討を進めるようにということで指示を頂いたところであります。5月1日の、昨日の提言の中ではピークが全国で言いますと700位の新規の報告者数があったわけですがけれども、これが200程度今下がってきていると。それから、これまでの減少傾向を踏まえても、人工呼吸器を必要とするような重症患者の在院期間は長期化をしますので、医療のひっ迫医療提供体制のひっ迫が続いていること。このことも併せて指摘をされたところであります。減ってはきているけれども、医療がまだひっ迫しているという中で、まさに新規感染者の数を、報告者を減らしていかなきゃいけないということで、引き続きこの13の都道府県については8割接触削減をお願いするわけです。(図を示しながら)まさに今こういう山があって、こういう大きな流行を抑え込むと、徹底した行動変容で8割接触削減で数を減らすと。これが医療の提供体制のいわゆるキャパシティでありまして、これを超えると命を救えなくなりますので、この範囲内でまだそこまでいってないわけですがけれども、抑え込めば、医療が守れると。

他方、ある一定水準に下がってくると、いわゆるクラスター対策、数が減ると濃厚接触者を追いかけていきますし、新しくアプリも導入しますので、これによって濃厚接触者の特定がしやすくなっていきます。そうしたことを通じて減らせれば、特に先ほどの新しい生活様式で工夫しながら、経済活動の再開を、まさに限定的にあった地域では認めつつ、ゼロにはなかなかするのは難しいけれども、少なければ、これはカバーしていけるということで、対応していくわけです。それでこの水準まで落とすことができるかどうかというところの見極め、医療については、かなり減ってくれば、今まだひっ迫したこの辺りなわけですがけれども、余裕ができてくれば、新規の感染者が減ってくれば余裕が出てきますので、このレベルまでどう落としていくかということ。

それからまだ感染が厳しい13都道府県については、徹底した行動変容を引き続きお願いして、追いかけていける。かなり減ってはきていますけれども、山を小さくしていくということ。それとあわせて、まさに治療法・治療薬が、ワクチンは少し時間かかるかもしれませんが、今日レムデシビルが、アメリカで承認されたということを受けて、特例承認に向けて動き出す。こちらの手続きを始めることに、日本側もなりますので、そしてアビガンも今試験を進めておりますので、そういったことをあわせて、専門家のご意見を聞いて総合的に全体として判断をしていきたいと思っております。

この間、国民の皆さんには改めてご不便をおかけすることになりますので、大変申し訳ないと思っておりますけれども、まさに早期に収束させることがですね、経済活動の再開を早めることになりますので、この間ぐっと自粛をして頂いてですね、しかしその間の生活、雇用、事業はしっかりと守っていくということであり

ます。補正予算が成立しましたので、まさにこの予算を早く皆さんの手元にお届けをすることで昨日から二つの給付金、一つはお1人10万円支給する、この市町村で取り組まれている特別定額給付金。もうこれもオンラインでの申請が始まりました。昨日時点で694の自治体がオンラインでスタートしておりますし、84の自治体で郵送でスタートしています。そのうち7団体が昨日給付を開始したと。5月8日には28団体が給付を行う見込みであるということで、市町村の皆さんも大変な中で尽力をして頂いております。できるだけ早く皆さん方のお手元に届くように、市町村と連携して取り組んでいきたいと思っておりますし、持続化給付金、これ200万円、100万円の事業者、個人事業者、フリーランスは100万円ですけれども、この給付についてもオンラインで、昨日かなり込み合っていたという報道も流れていましたけれども、12万件の申請があったということで、7日8日にはもう支給ができるように今取り組んでもらっておりますので、できるだけ早く、これが皆さんの手元に届くように全力を挙げていきたいと思っております。

以上です。

(問) 先ほどのテレビ会議で、4日に経済活動再開の考え方を示したいとのご発言があったが、これは具体的には自粛解除の基準のようなものを想定しているのか。

(大臣) もうすでに専門家の皆さんから、新しい生活様式の普及ということで、34の都道府県については感染を防止することをやりながら、いわゆる自粛を少し緩めていくことを提案されています。それから、厳しい13都道府県についても社会的な必要性がある事業については、これは学校とか公園とかということで例示があげられていますけれども、これも感染防止の策をしっかりと講じた上で、一部緩和していくという考え方も示されています。国民の皆様、事業者の皆さまに改めて自粛の継続をお願いするわけですから、その後の経済再開に向けてどういった考え方でこれを行っていくのかというところを、専門家の皆さんと今議論をしているところであります。

(問) 会議の中で大阪府知事からは、大阪では独自に基準を作ろうという発言があったが、そういう基準というのは自治体ごとでよいものなのか。

(大臣) 国としてですね、それぞれの地域の事情ありますし、地域で統一的にやってもらわなきゃいけないこともあります。様々な観点から、どういった指標を見ながらですね、どういったことを考えていくのかという基本的な考え方をお示ししたいと思っております。

(問) レムデシビルについて、すでに政府としては特例承認に向けた措置に入られたのか。また、アメリカで承認されたことへの受け止め如何。

(大臣) 海外で承認された治療薬については国内で特例承認という仕組みがあります。この仕組み、制度に基づいて厚生労働省において、適切にこの迅速に手続きがとられると承知をしています。それから重症者については、レムデシビルが一定の効果があるということで報告を受けております。重症化している皆さんにとってこの薬が効果を持つということを期待をしたいと思います。

(問) 経済活動の再開についての国としての示し方について、地方が判断しやすいように業種ごととか、あるいは数値の目標とか、何らかの形でわかりやすく示す由だが、もう少し詳しく教えて頂けないか。

(大臣) 先ほど申しあげました通り、専門家の皆さんが新しい生活様式ということで、わかりやすくできるだけ例示を挙げたいということで、今考えておられます。そのことについては、専門家会議で一定の方向が示されると思います。それを受けて専門家の皆さんも、経済活動再開について様々な指標を見ながら考えてもおられます。そういったことを受けて、国として基本的な考え方を示したいと思っています。

(問) ガイドラインを示すということか。

(大臣) 適切に判断して考えていきたいと思っています。